

## 安全・安心なまちづくりに関する協定書

佐賀市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、郵便局の地域ネットワークを生かした安全・安心なまちづくりに関して、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、市民等の見守り活動強化を図ることを目的とする。

なお、乙においては別記に定める郵便局が本協定を実施する。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 生活安全に資する活動に関する事
- (2) 未来を担う子どもの見守りに関する事
- (3) 高齢者等の安否確認に関する事
- (4) 公共インフラの異常確認に関する事
- (5) 環境保全の活動に関する事
- (6) その他、地方創生に関する事

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲及び乙はいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

### （免責）

第4条 乙は、連携事項について協力した場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期限)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、こう又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(附則)

本協定の締結日の前日をもって、甲乙間で平成11年7月1日付け締結した「佐賀市内郵便局と佐賀市の相互協定に関する協定」は失効する。

本協定の締結日の前日をもって、甲乙間で平成13年3月30日付け締結した「廃棄物の不法投棄対策に関する協定書」は失効する。

本協定の締結を証するため、本所2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年11月30日

甲 佐賀県佐賀市栄町1番1号  
佐賀市  
佐賀市長

坂井 英隆

乙 佐賀市松原2丁目1番35号  
日本郵便株式会社九州支社  
佐賀市内郵便局  
代表  
佐賀中央郵便局 局長

竹馬 勤

## (別記)

局名	住所	局名	住所
佐賀中央郵便局	佐賀市松原 2-1-35	佐賀大学前郵便局	佐賀市鬼丸町 18-34
佐賀柳町郵便局	佐賀市材木 1-3-4	佐賀城内郵便局	佐賀市鬼丸町 2-27
佐賀伊勢郵便局	佐賀市伊勢町 2-17	東与賀郵便局	佐賀市東与賀町田中 557-9
佐賀松原郵便局	佐賀市松原 3-4-8	大詫間郵便局	佐賀市川副町大詫間 1260
佐賀白山郵便局	佐賀市白山 2-2-6	佐賀大崎郵便局	佐賀市水ヶ江 5-10-24
佐賀神野町郵便局	佐賀市神野東 2-3-23	佐賀今宿郵便局	佐賀市今宿町 2-2
佐賀駅前郵便局	佐賀市駅前中央 1-6-20	佐賀光法郵便局	佐賀市北川副町光法 1778-8
佐賀嘉瀬郵便局	佐賀市嘉瀬町中原 2483-17	三反田郵便局	佐賀市大和町松瀬 2561
佐賀天神郵便局	佐賀市天神 1-4-23	古湯郵便局	佐賀市富士町古湯 2748-1
佐賀天祐郵便局	佐賀市天祐 2-5-1	春日郵便局	佐賀市大和町尼寺 1504-1
佐賀大財郵便局	佐賀市大財 4-1-56	北山郵便局	佐賀市富士町中原 475-1
諸富郵便局	佐賀市諸富町諸富津 67-12	川久保郵便局	佐賀市久保泉町川久保 800-2
佐賀道祖元郵便局	佐賀市本庄町本庄 1268-6	川上郵便局	佐賀市大和町川上 484-1
蓮池郵便局	佐賀市蓮池町蓮池 50-25	佐賀北郵便局	佐賀市高木瀬西 3-2-5
佐賀水ヶ江一郵便局	佐賀市水ヶ江 1-4-35	佐賀兵庫町郵便局	佐賀市兵庫南 2-13-10
早津江郵便局	佐賀市川副町早津江 216-7	中極郵便局	佐賀市大和町東山田 1935
久保田郵便局	佐賀市久保田町徳万 1650-1	佐賀鍋島郵便局	佐賀市鍋島町八戸溝 1312
佐賀光郵便局	佐賀市光 1-3-25	金立郵便局	佐賀市金立町千布 3090-3
巨勢郵便局	佐賀市巨勢町牛島 393-35	佐賀八戸溝郵便局	佐賀市開成 4-1-1
川副南郵便局	佐賀市川副町鹿江 404-3	佐賀医科大前郵便局	佐賀市鍋島 3-8-36
川副西郵便局	佐賀市川副町南里 767-6	佐賀高木瀬郵便局	佐賀市高木瀬東 2-7-1
久保田久富郵便局	佐賀市久保田町久富 438-6	三瀬郵便局	佐賀市三瀬村三瀬 2634-1

## 連携事項に関する行動計画

1. 生活安全に資する活動に関すること
  - (1) 交通安全、防犯等に対する見守り活動
  - (2) 振込め詐欺等犯罪の未然防止
  
2. 未来を担う子どもの見守りに関すること
  - (1) まなざし企業への登録
  - (2) 子どもの登下校見守り（声かけ事案・不審者対策）
  
3. 高齢者等の安否確認に関すること
  - (1) ひとり暮らしの高齢者等への郵便配達時における郵便受けの異常による安否確認
  - (2) 高齢者等の認知症徘徊の安否確認等
  - (3) 認知症サポーター養成講座の社員受講
  
4. 公共インフラの異常確認に関すること
  - (1) 道路・側溝破損状況
  - (2) 道路照明、カーブミラー等の破損状況
  
5. 環境保全の活動に関すること
  - (1) 不法投棄等の情報提供
  
6. その他、地方創生に関すること（今後検討する主な項目含む）
  - (1) スマートローカル SAGA CITY の推進に関すること
  - (2) 脱炭素に向けた啓発活動への協力
  - (3) 配達車両を活用した広報（ラッピングカー・バイク） など

※必要に応じ情報交換を行い内容を検討する。